

## 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営条件

地域子育て支援拠点の運営にあたり、以下の条件を求めます。

事業の実施にあたっては、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところにより、関係法令を遵守してください。また、保育事業とは別に事業委託契約を締結していただきます。

### 1 事業内容

基本事業の実施は必須とします。加算事業は、市との協議により実施を決定します。

#### (1) 基本事業

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (イ) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (ウ) 地域の子育て関連情報の提供
- (エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

#### (2) 加算事業

地域の子育て支援拠点として、地域の子育て支援活動の展開を図る取り組み

### 2 事業対象者

主に市内在住の概ね3歳未満の乳幼児とその保護者

### 3 実施時間

月曜日から土曜日 午前10時から午後3時まで

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除きます。

### 4 職員配置

専任の職員を2人以上配置してください。

職員のうち1名は、常勤としてください。

職員は、保育士若しくは幼稚園教諭の資格を有する者としてください。但し、愛知県が実施する子育て支援員研修（地域子育て支援拠点事業（専任職員））を修了した者であれば、資格は問いません。

### 5 利用者負担

子育て支援センターの利用者負担は求めません。